

自立支援医療（育成医療）のご案内

所沢市子ども福祉課
〒359-8501 所沢市並木 1-1-1
TEL 04-2998-9223

身体に一定の障害があるか、または現在ある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められるお子さんが、指定された医療機関で、手術等の治療によって確実な治療効果を期待できる場合に、その医療費の自己負担額を軽減する制度です。

「世帯」（対象児童と同じ医療保険に加入する方全員）の所得状況により自己負担上限月額が設定されます（育成医療の対象外になる場合もあります）。

☆対象児童

保護者が所沢市に居住している児童（18歳未満）で、身体障害者福祉法第4条別表に掲げる程度の障害があるか、又は現在ある疾患に対する治療を行わないと将来において同別表に掲げる障害と同程度の不自由を残すと認められる場合であって、確実な治療効果を期待しうる方。

- 1 肢体不自由によるもの
- 2 視覚障害によるもの
- 3 聴覚・平衡機能障害によるもの
- 4 音声・言語・そしゃく機能障害によるもの
- 5 心臓機能障害（手術による入院のみ）によるもの
- 6 腎臓機能障害によるもの
- 7 小腸機能障害によるもの
- 8 肝臓機能障害によるもの
- 9 その他内臓障害によるもの
- 10 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

☆申請について

所沢市子ども福祉課に、**医療を開始する前に申請**してください。
（平成25年4月に申請窓口が保健所から市町村に移りました。）

☆申請の方法

申請には次の書類が必要になります。

- 1 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- 2 自立支援医療（育成医療）意見書・・・指定自立支援（育成）医療機関の医師が記入
- 3 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書・・・「世帯」とは、**対象児童と同一の医療保険に加入する方全員**をいいます（必ずしも同一住所とは限りません）。
- 4 「世帯」の健康保険被保険（被扶養）者証・・・全員分
- 5 (1/1 現在（1～6月に申請する場合は前年の1/1 現在）所沢市に住民登録がない場合のみ）
「世帯」の市町村民税課税（非課税）証明書
対象児童が国民健康保険（組合）に加入している場合・・・「世帯」全員分
対象児童が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合・・・被保険者のもの
- 6 （市民税所得割額について住宅ローン控除を適用されている場合のみ）
住宅借入金等特別税額控除額が分かる書類

☆受給者証と自己負担上限額管理票

育成医療が支給認定された場合、「自立支援医療受給者証（育成医療）」と「自己負担上限額管理票」が自宅に郵送されますので（基本的に申請から10日以内）、この2点を病院の窓口へ提出してください。有効期間内は、決定された自己負担上限月額の範囲内で、医療費の1割負担を窓口で支払うこととなります。

☆自己負担の上限月額

育成医療では、かかった医療費等の1割が自己負担ですが、1割負担が高額になり過ぎないように、下表のとおり、「世帯」の所得区分に応じて自己負担額の上限月額が設定されています。

◎「世帯」とは、対象児童と同じ医療保険に加入する方全員をいいます。

◎「世帯」の所得区分は、市民税所得割課税額※（申請日の属する年度（4～6月に申請する場合は前年度）が基準）の合算額に応じて区分されます。

※育成医療における所得割課税額は、H24年度に廃止された15歳以下の年少扶養控除と16～18才の特定扶養控除が廃止されなかった場合の税額を算出して適用します。また、住宅借入金等特別税額控除が適用される前の税額を適用します。

◎入院中の食事療養費や保険外の診療は育成医療の対象外です（生活保護世帯は別途規定）。

所得区分	一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上
	生保護・中国残留	低1	低2	中間1	中間2	一定以上
		市民税非課税で収入80万円以下	市民税非課税で「低1」以外	市民税所得割額33,000円未満	市民税所得割額235,000円未満	市民税所得割額235,000円以上
自己負担上限月額	0円	上限月額 2,500円	上限月額 5,000円	育成医療の経過措置（～29年度末）		育成医療の対象外
				上限月額 5,000円	上限月額 10,000円	
			重度かつ継続			
			上限月額 5,000円	上限月額 10,000円	上限月額 20,000円	

○市民税所得割額（「世帯」の合算額）が23万5千円以上の場合は、「**重度かつ継続**」に該当する場合を除き、育成医療の対象外となります。「**重度かつ継続**」とは次の①、②いずれかに該当する方です。

- ①腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）のいずれかに該当する方
- ②医療保険の多数該当の方（申請日の前の月から1年以内に3回以上、保険者から高額療養費の償還がある場合）

○所得区分「低1」とは、「世帯」が市町村民税非課税であり、かつ対象児童の保護者の「収入」（地方税法上の合計所得金額、公的年金、特別児童扶養手当等の公的手当の合計額）がそれぞれ80万円以下である場合です。

☆育成医療のイメージ

国民健康保険の「一般」世帯で対象児童が小学生、

1ヵ月の入院治療費が100万円、育成医療の所得区分が「中間2」の場合

80,100円+【10割の医療費が267,000円を超える場合は、超えた分の1%】

	7割		3割	
育成医療なし	70万円 国保負担		212,570円 国保の高額療養費	87,430円 医療保険の自己負担分
育成医療あり	70万円 国保負担		212,570円 国保の高額療養費	77,430円 育成医療費（公費）

高額療養費は事前に「限度額適用認定証」の交付をうけると、窓口払いがなくなります。

育成医療の自己負担上限月額1万円
〔子ども医療費等で助成対象〕

◎自己負担上限月額のほか、入院時食事代（1食260円）や保険外の医療費等がかかる場合があります。

◎育成医療は、医療保険（高額療養費と社会保険の付加給付を含む）が適用された残りの医療費（自己負担分）について、窓口払いを軽減する制度です。育成医療の自己負担上限月額は、子ども医療（中3まで）、ひとり親家庭等医療（高3まで）、重度心身障害児等医療で助成の対象になります。